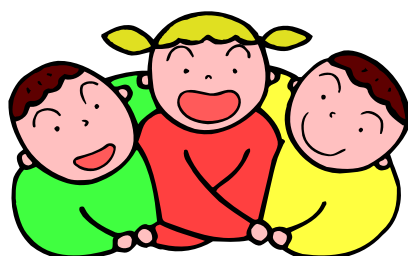


南郷小学校 いじめ防止基本方針



平成26年11月
(令和元年10月改訂)

美里町立南郷小学校

目 次

はじめに	
いじめの定義	1
1 基本的な考え方	1
2 いじめの定義	1
いじめの理解	2
いじめの防止等に関する基本的考え方	3
1 いじめの防止	3
（1）基本的考え方	3
（2）いじめの防止のための措置	3
2 早期発見	4
（1）基本的考え方	4
（2）いじめの早期発見のための措置	4
3 いじめに対する措置	5
（1）基本的考え方	5
（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応	5
（3）いじめを受けた児童又はその保護者への支援	6
（4）いじめた児童への指導又はその保護者への助言	7
（5）いじめが起きた集団への働きかけ	8
（6）ネット上のいじめへの対応	8
4 その他の留意事項	9
（1）いじめ対策年間指導計画等	9
（2）組織的な指導体制	9
（3）校内研修の充実	9
（4）校務の効率化	9
（5）学校評価	9
（6）地域や家庭との連携について	9
いじめの防止等の対策のための組織	10
1 生徒指導対策委員会(「いじめ問題対策委員会」)の設置	10
2 生徒指導対策委員会(「いじめ問題対策委員会」)の役割	10
3 生徒指導対策委員会(「いじめ問題対策委員会」)の構成	10
4 生徒指導対策委員会(「いじめ問題対策委員会」)の構成員の役割	10
重大事態への対処	13
1 重大事態の意味	13
2 学校による調査	13
（1）重大事態の報告	13
（2）調査の主体	13
（3）調査を行う組織	14
（4）調査の内容	14
（5）自殺の背景調査における留意事項	14
（6）その他の留意事項	15
（7）調査結果の提供及び報告	15
<資料1> いじめについてのアンケート	17
<資料2> 教育相談体制	19
<資料3> いじめ発見のためのチェックシート(保護者用)	20
<資料4> 教師用・学校用チェックシート	21
<資料5> いじめ対策年間計画	24
<資料6> 学校評価の進め方	25
<資料7> 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」	26

はじめに - 志教育の意義を踏まえた学校経営といじめの防止 -

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校の児童の尊厳を保持するため、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。その際、学校経営の要である「志教育の意義」を踏まえた全ての取組の中で、「いじめ防止」の観点から注力することを全職員の共通行動と認識した上で、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

いじめの定義

1 基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

いじめた児童の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えたとしても「見解の相違」として指導は行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 仲間はずれ、集団による無視をされる 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 金品をたかられる 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止

(1) 基本的考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり，集団づくり，学校づくりを推進していく。

また，未然防止の取組が着実に成果を上げられるように，学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し，それを基に改善を検討していくP D C Aサイクルに基づく取組を継続していく。

(2) いじめ防止のための措置

いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため，以下のことを行う。

職員会議や校内研修において，本校児童のいじめの実態，具体的な指導上の留意点，取組の計画や改善点等について確認する。

全校集会や学級活動などで，校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。また，何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育むとともに，世代間交流活動や宿泊体験学習などの社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め，互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また，授業や係活動，清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして，自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスがかかっている。このことを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，児童一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら，どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに，児童が学校生活の中でストレスを感じた場合でも，それを他人に直接ぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお，教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないように，指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は，いじめてい

る児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動、部活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種間等で適切に連携して取り組む。

児童自らがいじめについて学び、取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、児童会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、児童の取組を陰で支える役割に徹する。

2 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

実態把握、情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。

個人ノートや生活ノート、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。

月に1回、学校生活についてのアンケート調査 資料1 を実施し、いじめの実態把握に取り組む。

放課後などに教育相談 資料2 の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。

P T A 総会，学年・学級懇談会，家庭訪問などの機会に，保護者用のいじめチェックシート 資料3 を活用し保護者から情報を得る。

集まったいじめに関する情報は，児童指導記録簿に記載するとともに，学年や必要に応じて教職員全体で共有し，当該児童が卒業するまで保存する。また，支援・指導した記録についても5年間保存する。

体制整備とその点検

児童や保護者が，いじめに関して教職員に相談しやすいよう，日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。また，教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか，学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシート 資料4 を活用し，定期的に体制を点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，必要に応じて関係機関・専門機関と連携し，対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの確に関わりを持つ。その際，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，いじめ問題対策委員会及び全教職員で直ちに共有する。その後は，いじめ問題対策委員会が中心となり，速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は，校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに，被害・加害児童の保護者に連絡する。

警察との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から，所轄警察署と連携して対処する。

なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた児童が不安を感じるなど、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

教育環境の確保

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度（ 1 ）を活用したりするなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

1 児童の出席停止（学校教育法第35条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

再発防止

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導等

担任等は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童のつらさに気付かせる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒(2)を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、町教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

2 懲戒とは、学校教育法施行規則第26条に定める退学(公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験(ロールプレイング)などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく、被害児童と加害児童との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない児童を含めて、学級や学年の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めると必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ネットパトロール(3)と情報モラル(4)

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や町教育委員会と連携するとともに、自校職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、児童のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

3 ネットパトロール(H21,5,1 高校教育課事業) ネット被害未然防止対策事業の一環として、仙台市を除く全ての小・中・高等学校、特別支援学校を対象として、いじめや不登校などのトラブルを活発にするとされるネット上の学校裏サイトを業者委託により監視し、問題のある書き込み等に対する対応を実施。

4 情報モラル教育県教育総合センターでは、「みやぎの情報モラル総合サイト」を開設(H21~)し、校内研修や各教科等の授業で活用できる資料等を公開。

(7) 特に配慮が必要な児童への対応

障害のある児童

教職員は、個々の児童の障害の特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

帰国子女、外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国とつながる児童

言語や文化等の差に留意して、それらの違いを教職員、児童、保護者等に理解を促進し、学校全体で注意深く見守り支援を行う。

性同一性障害、性的指向、性自認に係る児童

性同一性障害や性的指向・性自認について教職員への正しい理解を促し、学校として必要な対応を行う。

東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童

被災や避難した児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分理解し、当該児童に対する個々のケアを適切に行い、細心の注意を払って見守る。

4 いじめの解消

いじめが解消されたと判断できるのは、少なくとも次の2つの要件を満たした場合とする。

いじめに係る行為が止んでいること。

被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの発生から少なくとも3か月間の経過観察を行い、本人及びその保護者から聞き取り確認を行って、学校いじめ対策委員会等で判断する。

解消と判断された場合でも、場合によってはPTAに周知を図り保護者全体から協力を得て、解決や事後の見守りがより円滑に進むようにする。

5 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画 資料5 を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者

などの外部専門家を加える。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、P D C Aサイクルに基づいて評価する 資料 6 。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A 総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりの地域の地区長や民生児童委員への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

毎月のいじめ認知件数が「 0 」の場合は、学校・学年だより等で児童・保護者に公表し検証を促す。

いじめの防止等の対策のための組織

- 1 生徒指導対策員会（「いじめ問題対策委員会」）の設置
本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、生徒指導委員会（「いじめ問題対策委員会」）を設置する。
- 2 生徒指導対策員会（「いじめ問題対策委員会」）の役割
学校基本方針に基づいて取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
いじめの相談・通報の窓口となる。
いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。
いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 3 生徒指導対策員会（「いじめ問題対策委員会」）の構成
構成員は以下のとおりとする。

<p>< 学校の教職員 > 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学年部主任，学級担任等</p>
<p>< 心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者 > 必要に応じて スクールカウンセラー，学校医，警察官経験者，学校評議員等</p>
<p>< 保護者や地域住民等 > 必要に応じて 保護者の代表（PTA役員等），民生委員児童委員，区長等</p>

- 4 生徒指導対策員会（「いじめ問題対策委員会」）の構成員の役割

<p>1 いじめ防止のための措置</p> <p>< 学級担任 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気や学級全体に醸成する。 ・ はやしたてる，見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。 ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。 ・ 教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように，指導の在り方に注意を払う。 <p>< 養護教諭 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。 <p>< 生徒指導担当 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ，教職員間の共通理解を図る。 <p>< 管理職 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全校集会などで，校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。 ・ 道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。 ・ 児童が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。 ・ 児童会によるいじめ根絶集会など，児童が主体的に参加する取組を推進する。
--

2 早期発見のための措置

< 学級担任 >

- ・ 児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化や危険信号を見逃さない。
- ・ 休み時間や放課後の児童との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

< 養護教諭 >

- ・ 保健室利用の児童の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

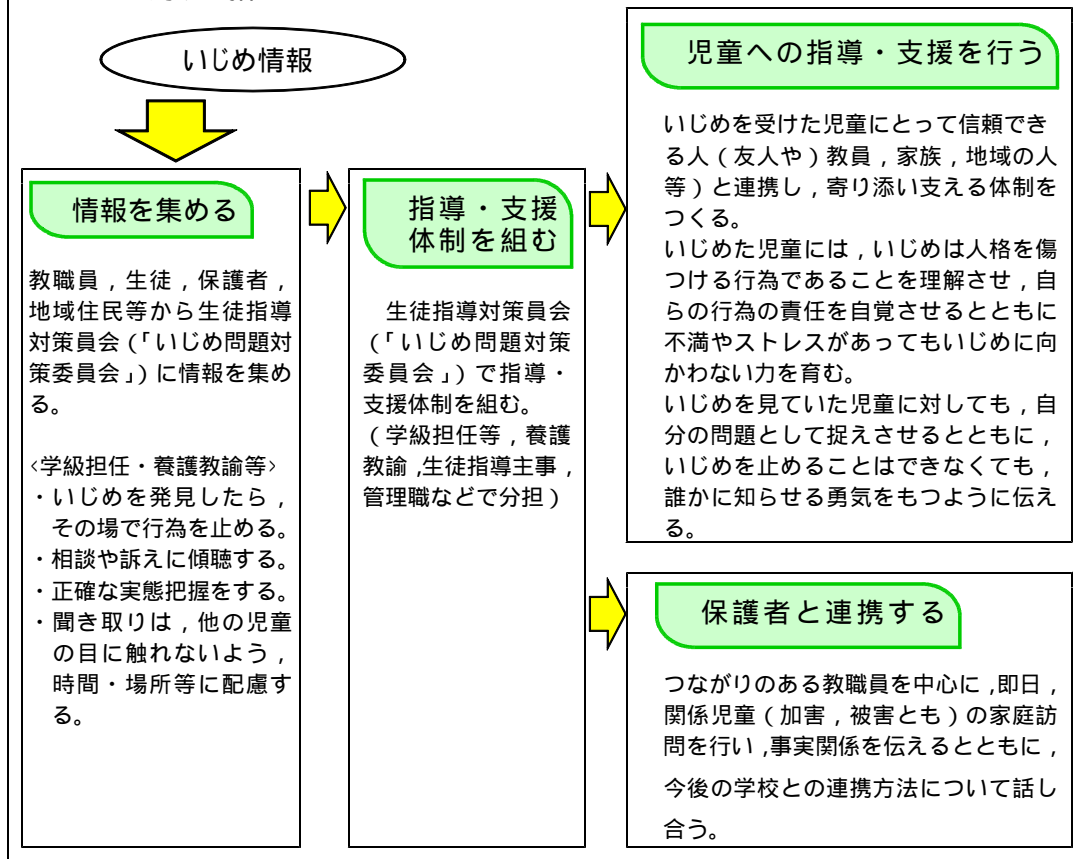
< 生徒指導主任 >

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

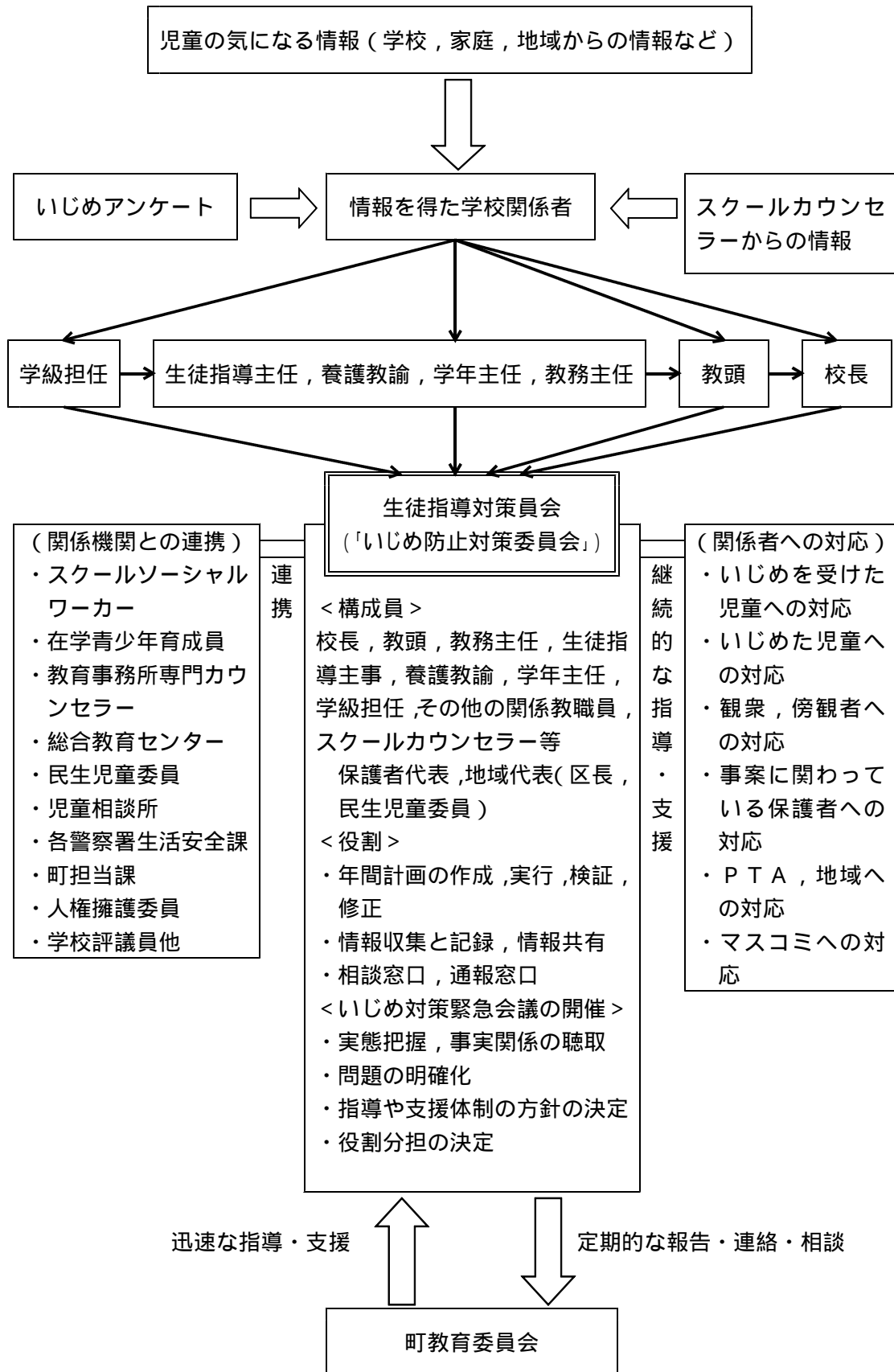
< 管理職 >

- ・ 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

3 いじめに対する措置



【生徒指導対策委員会(「いじめ防止対策委員会」)】



重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、いじめの重大事態を次のように規定している。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、

児童生徒が自殺を企図した場合	身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合	精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 学校による調査

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、直ちに町教育委員会へ報告し、町教育委員会は、これを町長に報告する。

なお、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 調査の主体

重大事態発生時の報告を受けた町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(3) 調査を行う組織

町教育委員会が調査主体となつて行う場合は、町調査委員会により調査を行う。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、法第22条に基づき設置される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

(4) 調査の内容

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

自殺の背景調査を実施するに当たっては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)等を参考とする。

背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、町教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生への質問紙調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

詳しい調査を行うに当たり、町教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、で

きる限り遺族と合意しておく。

背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。

学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることで、報道の在り方に特別の注意を払う。

（６）その他の留意事項

法第２３条第２項においても、学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、その結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第２３条第２項で行った調査資料の再分析や、必要に応じた新たな調査を行う。ただし、法第２３条第２項による措置によって事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町及び町教育委員会並びに学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

さらには、事案の重大性を踏まえ、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、転入学等の弾力的な対応を検討する。

（７）調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報を適切に提供する責任

町及び町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に事前に説

明する等の措置が必要である。

また、学校が調査を行う場合、町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長に報告する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町教育委員会を通じて町長に送付する。

いじめについての実態調査 (月分)

美里町立南郷小学校

1 今、いじめを受けている子どもの人数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数							

2 それは、どんないじめですか。

- ことばで脅かされたり，悪口を言われたりする ()
- からかわれたり，冷やかされたりする ()
- 自分の持ち物を隠されたりする ()
- 仲間はずれにされる ()
- みんなから無視される ()
- 暴力を振るわれる ()
- お金をせがまれる ()
- 携帯電話やネットで悪口を言われる ()
- その他< > ()

3 上記の 1，2 に対する学校での対応，指導について(詳しく記述して下さい)

4 今、回りでいじめられているのを知っている子どもの人数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数							

5 それは、どんないじめですか。

- ことばで脅かされたり，悪口を言われたりする ()
- からかわれたり，冷やかされたりする ()
- 自分の持ち物を隠されたりする ()
- 仲間はずれにされる ()
- みんなから無視される ()
- 暴力を振るわれる ()
- お金をせがまれる ()
- 携帯電話やネットで悪口を言われる ()
- その他< > ()

6 上記の 4，5 に対する学校での対応，指導について(詳しく記述して下さい)

資料2 教育相談体制

1 校内における教育相談体制

(1) 教育相談に当たって

一人一人の児童の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言する。

教育相談に当たっては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が児童に接するあらゆる機会をとらえ、教育活動の実践の中に生かしていく。

(2) 教育相談担当教員の配置

校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として、教育相談担当教員を置く。 担当

主に生徒指導主任が担当する。

担当は、生徒指導主任の他にも、養護教諭やスクールカウンセラー担当教員等、校内の体制や事情により変更を認める。

主な役割

- ・児童や保護者に対する教育相談
- ・児童理解に関する情報収集
- ・事例研究会や情報連絡会の開催
- ・校内研修の計画と実施
- ・市教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

(3) スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで、児童及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

- ・児童の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
- ・児童のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・保護者との面談を通して、より一層の児童理解を図る。
- ・関係機関との橋渡しをする。
- ・小中連携における情報共有の補助を行う。
- ・教員の研修やスキルアップを図る。
- ・児童・保護者への心理教育をする。

資料3 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝，なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。または，ぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って，朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと，体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み，なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがない。		
友人関係	学用品や自転車，持ち物が壊れていたり，落書きがあったりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でていねいである。		
	友達の話をしなくなったり，いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり，それを気にする。		
	遊んでいるとき，友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
家庭の様子	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり，兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり，無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
ため息をつくことが多い。			
なかなか寝付けない。			

資料4 教師用・学校用チェックシート

1 いじめ発見のためのチェックシート(教師用)

	チェック項目	確認
朝 の 会	遅刻、欠席が増えたり、遅刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする	
授 業 中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の児童が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。	
休 み 時 間	教室や廊下で、一人でいることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかけられる。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
	遊びと称して友だちと一緒にいるが、表情がさえない。 グループから外れて一人ぼつんとしており、沈みがちになっている。	
給 食 時 間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり。食欲がなくなったりする。	
	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
清 掃 時 間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の児童の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。	
	衣服が濡れていたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰 り の 会	特定の児童の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	
部 活 動 等	一人で準備や後片づけをさせられる。または、休憩中一人でいる。	
	部活動に遅れてくることが多くなる。あるいは、頭痛、腹痛、体調不良をよく訴える。	
	特定の児童にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。 理由がはっきりしない、けがや汚れがある。	

2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士でよいところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的な生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導している。	
児童会活動で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
児童に幅広い生活体験を積み、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見	児童と触れ合いながら、児童の変化をつかんでいる。	
	児童たちを複数の目で見るなど、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
	児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
早期対応	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
対応	日常生活の変化等、気になることをすぐに保護者と話し合っている。	
指導体制	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応する。	
学校外連携	P T A や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

3 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
町教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができる。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
町教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
P T A と連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と協力して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
町教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

資料5

いじめ対策年間計画

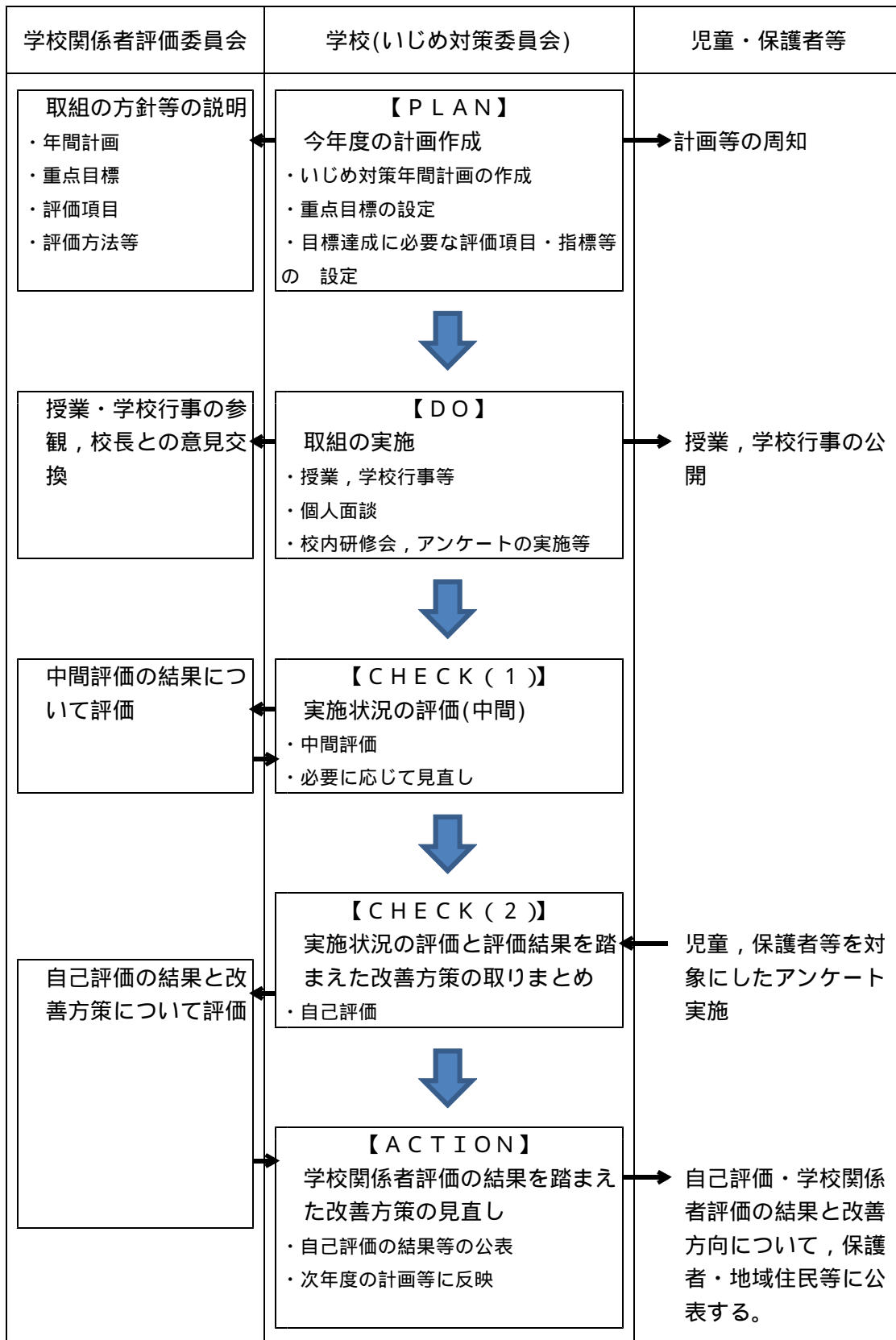
：教職員間の活動

：児童，教師，保護者の活動

	実 施 計 画		留 意 点
4月	学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継 いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議 設置 いじめ未然防止に向けた取組の確認 いじめ根絶宣言 学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発	職員会議等 始業式 学級活動 保護者会等	・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	家庭訪問・教育相談の実施 行事等（運動会）を通した人間関係づくり 校内研修「いじめの未然防止」		
6月	「生活アンケート」の実施と対応 話し合い活動「学級の諸問題」	学級活動	・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	学校評価の実施 教育相談の実施		・いじめ対策を点検する。
8月	SCによる教育相談に係る研修会の開催 教育相談に係る研修会への参加 夏休み明けの児童の変化の把握		・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	夏休み明け教育相談の実施 行事（花山合宿）を通した人間関係づくり		・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。
10月	行事（学芸会，修学旅行等）を通した人間関係づくり 校内研修「いじめの早期発見・早期対応」		・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	「生活アンケート」の実施と対応 話し合い活動「学級の諸問題」	学級活動	・児童の人間関係の変化に留意する。
12月	人権週間（人権意識啓発活動） 学校評価の実施（児童・保護者アンケート） 教育相談の実施		・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	冬休み明け児童の変化の把握		・児童の変化を確認する。
2月	「生活アンケート」の実施と対応 話し合い活動「学級の諸問題」	学級活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	記録の整理，引き継ぎ資料の作成 小中連絡会の開催		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

通年で月1回簡易アンケートを実施し，学級経営等の参考にする。

資料6 学校評価の進め方



資料7 - 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた児童用】

平成 年 月 日
 時刻： 時 分から
 時 分ま
 で

記録者：

年 組 氏名 _____

<された場面>

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか 誰にどんなことを言われたか そのときの気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

<説明図(誰にどの位置でどんなことをされたかなど)>

<メモ>

資料7 - 「聞き取りシート」【いじめた児童・傍観していた児童用】

平成 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分ま
で

記録者：

年 組 氏名 _____

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

日時 (いつ頃から) 月 日 時	場所	誰が誰にどんなことをしたか(したのを見たか) 誰がどんなことを言ったか(言ったのを聞いたか)	近くにいた人

<説明図(誰にどの位置でどんなことをされたかなど)>

<メモ>